

大阪州市税条例の規定による指定寄附金等に係る要綱（平成 21 年 10 月 30 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない規定を加える。

改正後	改正前
<p>大阪州市税条例の規定による<u>指定寄附金</u>に係る要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この要綱は、大阪州市税条例（平成 29 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する<u>寄附金</u>（以下「<u>指定寄附金</u>」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指定の申請に係る添付書類）</p> <p>第 3 条 <u>指定寄附金</u>を受領する法人若しくは団体又は公益信託の受託者（以下「<u>指定寄附金の受領法人等</u>」という。）が、条例第 29 条第 10 項に規定する申請時において、条例第 29 条第 4 項第 1 号又は第 6 項第 1 号に規定する書類（<u>以下この条において「規定書類」という。</u>）を、主務官庁で審査中であるために添付できない場合は、その旨を証する書類（主務官庁に対する申請書の写しなど）を提出することにより、規定書類の添付を省略することができる。なお、主務官庁より規定書類の交付を受けた場合は、規定書類を速やかに市長に提出しなければならない。また、規定書類が交付されないことが決定された場合は、その旨を速やかに市長に申し出なければならない。</p>	<p>大阪州市税条例の規定による<u>指定寄附金等</u>に係る要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この要綱は、大阪州市税条例（平成 29 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する<u>寄附金又は金銭</u>（以下「<u>指定寄附金等</u>」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指定の申請に係る添付書類）</p> <p>第 3 条 <u>指定寄附金等</u>を受領する法人もしくは団体<u>または指定寄附金等の支出の相手方である</u>公益信託の受託者（以下「<u>指定寄附金等の受領法人等</u>」という。）が、条例第 29 条第 10 項に規定する申請時において、条例第 29 条第 4 項第 1 号又は第 6 項第 1 号に規定する書類（<u>この条において「規定書類」という。</u>）を、主務官庁で審査中であるために添付できない場合は、その旨を証する書類（主務官庁に対する申請書の写しなど）を提出することにより、規定書類の添付を省略することができる。なお、主務官庁より規定書類の交付を受けた場合は、規定書類を速やかに市長に提出しなければならない。また、規定書類が交付されないことが決定された場合は、その旨を速やかに市長に申し出なければならない。</p>

第4条 指定寄附金の受領法人等が、条例第29条第2項又は第10項に規定する申請時において、大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大阪市条例第86号）第8条の規定により、条例第29条第4項第2号又は第6項第3号に規定する登記事項証明書（以下この条において「登記事項証明書」という。）により確認すべき事項に係る情報を本市が入手し又は参照することができる場合は、登記事項証明書の提出を省略することができる。

（指定要件の役員）

第5条 [略]

（寄附金の指定）

第6条 市長は、条例第29条第2項の規定による申請を受理したときは、速やかに指定の可否を決定し、指定寄附金の受領法人等及び副申を提出した関係部局長等に通知する。

（寄附金の有効期間の更新）

第7条 市長は、条例第29条第10項の規定による申請を受理したとき（第3条なお書により、条例第29条第4項第1号又は第6項第1号に規定する書類が遅れて提出された場合は、当該書類を受理したとき。）は、速やかに有効期間の更新の可否を決定し、指定寄附金の受領法人等に通知する。

（指定の取消し）

第8条 市長は、条例第29条第17項の規定により指定を取り消した場合は、速やかに指定寄附金の受領法人等及び副申を提出した関係部局長等に通知する。

（受領証明書の交付等）

第9条 指定寄附金の受領法人等が指定寄

[新設]

（指定要件の役員）

第4条 [同左]

（寄附金の指定）

第5条 市長は、条例第29条第2項の規定による申請を受理したときは、速やかに指定の可否を決定し、指定寄附金等の受領法人等及び副申を提出した関係部局長等に通知する。

（寄附金の有効期間の更新）

第6条 市長は、条例第29条第10項の規定による申請を受理したとき（第3条なお書により、条例第29条第4項第1号又は第6項第1号に規定する書類が遅れて提出された場合は、当該書類を受理したとき。）は、速やかに有効期間の更新の可否を決定し、指定寄附金等の受領法人等に通知する。

（指定の取消し）

第7条 市長は、条例第29条第17項の規定により指定を取り消した場合は、速やかに指定寄附金等の受領法人等及び副申を提出した関係部局長等に通知する。

（受領証明書の交付等）

第8条 指定寄附金等の受領法人等が指定

附金を受領したときは、速やかに寄附者に対して次に掲げる事項を記載した書類を交付するとともに、寄附金税額控除の適用に関する周知を行う。

- (1) 指定寄附金を受領した旨（受領した指定寄附金が条例第 29 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する寄附金である旨を含む。）
- (2) 指定寄附金の受領法人等の名称又は氏名
- (3) 指定寄附金を支出した者の氏名及び住所
- (4) 指定寄附金の額
- (5) 指定寄附金を受領した年月日
(申請及び報告に関する書類の保存)

第 10 条 指定寄附金の受領法人等は、条例第 29 条第 2 項及び第 10 項の申請、同条第 15 項の届出並びに同条第 16 項の報告に関する書類を常に整備し、申請、届出又は報告の日から 7 年間保存しなければならない。

(申請及び報告に関する調査への協力)

第 11 条 指定寄附金の受領法人等は、市長が条例第 29 条第 2 項及び第 10 項の申請、同条第 15 項の届出並びに同条第 16 項の報告に関し調査の必要があると認める場合は、当該調査に協力しなければならない。

(周知)

第 12 条 市長は、指定の状況（指定寄附金の受領法人等の名称及び所在地、指定の有効期間）及び指定の取消しについて、ホームページ等により広く周知するものとする。

(その他)

第 13 条 [略]

寄附金等を受領したときは、速やかに寄附者に対して次に掲げる事項を記載した書類を交付するとともに、寄附金税額控除の適用に関する周知を行う。

- (1) 指定寄附金等を受領した旨（受領した指定寄附金等が条例第 29 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する寄附金である旨を含む。）
- (2) 指定寄附金等の受領法人等の名称又は氏名
- (3) 指定寄附金等を支出した者の氏名及び住所
- (4) 指定寄附金等の額
- (5) 指定寄附金等を受領した年月日
(申請及び報告に関する書類の保存)

第 9 条 指定寄附金等の受領法人等は、条例第 29 条第 2 項及び第 10 項の申請、同条第 15 項の届出並びに同条第 16 項の報告に関する書類を常に整備し、申請、届出又は報告の日から 7 年間保存しなければならない。

(申請及び報告に関する調査への協力)

第 10 条 指定寄附金等の受領法人等は、市長が条例第 29 条第 2 項及び第 10 項の申請、同条第 15 項の届出並びに同条第 16 項の報告に関し調査の必要があると認める場合は、当該調査に協力しなければならない。

(周知)

第 11 条 市長は、指定の状況（指定寄附金等の受領法人等の名称及び所在地、指定の有効期間）及び指定の取消しについて、ホームページ等により広く周知するものとする。

(その他)

第 12 条 [同左]

<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条から第3条、第5条から第13条の規定は、令和9年1月1日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 大阪市市税条例の一部を改正する条例(令和7年大阪市条例第38号)第2条中大阪市市税条例(平成29年大阪市条例第11号)第29条第1項第2号に規定する寄附金の指定等に関しては、施行日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 条例第29条第1項第2号の規定により、令和8年12月31日以前に指定を受けた金銭の指定等に関しては、なお従前の例による。</p>	<p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	